

各保育所施設長 様

世田谷区子ども・若者部長 松本 幸夫
(公印省略)

令和 8 年度施設調査書（私立認可保育所）の提出について（依頼）

日頃より、保育所事業運営にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、世田谷区が認可する保育所の現況を把握し、実地検査の資料とするため、下記のとおり、施設調査書を作成してご提出くださいますようお願いいたします。

なお、本通知は、令和 8 年 5 月 19 日から 7 月 16 日までの間に一般指導検査を実施する予定の施設にのみお送りしております。7 月 17 日以降に一般指導検査を実施する予定の施設につきましては、令和 8 年 5 月中旬以降に別途依頼させていただく予定です。

記

1 施設調査書の記入上の注意点

- (1) 施設調査書の作成時点は、原則として、令和 8 年 4 月 1 日現在とします。
- (2) 会計経理関係は、令和 7 年度決算時点となります。
- (3) 令和 8 年 4 月以降開設の事業所については、令和 7 年度実績の記入は不要です。
- (4) 本調査書は、次のような用途に用いますので、あらかじめご承知おきください。
 - ① 情報開示を請求される区民等に対して、個人に関する情報等を除き開示することがあります。
 - ② 関係各課から情報提供の依頼があった場合、本調査書を提供することがあります。
 - ③ 指導検査の実施にあたり、公認会計士等に提供し、分析を依頼することがあります。

2 提出書類

『令和 8 年度施設調査書（私立認可保育所）※R8. 5. 19～R8. 7. 16 検査実施施設用』
(Excel ファイル) をメールにてご提出ください。

※ 世田谷区の施設調査書は、東京都の施設調査書に準拠して作成しておりますが、現時点において、令和 8 年度の東京都の施設調査書が公表されていないことから、本件による施設調査書は、令和 7 年度の内容に準拠したものとなっております。

※ 令和 8 年 7 月 17 日以降に一般指導検査実施予定の施設につきましては、令和 8 年度の東京都の施設調査書に準拠した内容の施設調査書で作成を依頼する予定です。

※ 施設調査書の 8 ページ (3) 衛生推進者の職員周知、15 ページ 1 (1) みなし保育士、16 ページ 3 (3) 児童の権利擁護につきましては、区独自で項目を追加している箇所です。

3 提出期限

令和 8 年 5 月 1 2 日 (火)

※ 会計経理の項目について、決算額が確定していない等、提出期限までに間に合わない場合は、運営管理及び保育内容を上記期限までに提出いただき、会計経理 (21～25 ページ) については、令和 8 年 7 月 6 日 (月) までに追加でご提出ください。

4 作成方法

世田谷区ホームページより、「令和 8 年度施設調査書 (私立認可保育所) ※R8. 5. 19～R8. 7. 16 検査実施施設用」をダウンロードし、全シートタブに入力してください。

【区ホームページの掲載場所】

トップページ>子ども・教育・若者支援>保育園・幼稚園など>保育>保育施設等の指導検査>認可保育園等>保育所・幼保連携型認定こども園・家庭的保育事業等の指導検査について (<https://www.city.setagaya.lg.jp/01044/1632.html>)

5 提出方法

入力済みのデータを、世田谷区子ども・若者部保育認定・調整課あてメールでご提出ください。

メールの件名は『【保育園名】令和 8 年度施設調査書 (私立認可保育所) の提出』としてください。 ※件名の【 】内に保育園名を入力をお願いします。

【提出先メールアドレス】SEA01044@mb.city.setagaya.tokyo.jp

※保育課あてではございませんので、お間違えのないようお願いいたします。

6 問合せ先

世田谷区 子ども・若者部 保育認定・調整課 事業者指導担当

電 話 03-5432-2333

FAX 03-5432-3018